

「論点整理報告」につき、若干留意すべき点を述べさせていただきます。

- 1、 報告に盛り込まれた内閣人事局案は、あくまで労働基本権について現状を前提にしたものであること、労働基本権に関わる制度の変更があった場合にはデザインのやり直しを念頭に置いたものであることに是非とも十分に留意していただきたい。
- 2、 内閣人事局が国家公務員の人事管理に関する戦略的中枢機能を担うという位置づけからして、機構・定員管理についての権限を持つべきである。また、併せて公務員の待遇に関する権限もここに集中することが必要である。そうしないと一元管理は名ばかりのものになりかねない。
- 3、 人事行政の公正・中立性は依然として重要な大原則であり、第三者機関による事後チェックを想定する場合、関与する機関の権限や手続きを含め、予め明確にしておく必要がある。また、幹部職員の適格性審査の初期段階では第三者委員会の活用といったものが考えられるべきである。
- 4、 国家戦略スタッフや政務スタッフと既存のそれに類する役職との関係については、政治の側に整理してもらうべき問題であるが、さまざまな役職が林立するのはこのまじくないので、自由な運用ができるように垣根を取り払っておくのも一案である。
- 5、 幹部職員候補者の選抜などについて、どのように新制度を導入するかは大きなテーマと考えられる。本顧問会議がそれについて一つの見解を表明するのは適当でないとしても、ケース・スタディをどこかの段階で行うことは考えられる。